

2015年6月15日 第67号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)

http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

6.14全国で「戦争法 NO!」



全国のとりくみ交流 「元気もらった！」

6月14日、「憲法闘争全国交流集会」(主催：憲法共同センター)が開催され、27都府県、39団体から120人が参加しました。全労連・小田川義和議長が開会あいさつ・基調報告を行いました。「総がかり行動実行委員会を結成いたしました、憲法共同センターの存在がなければこういった共同が実現しなかったのではないかと自負をしているところです。また、全国的な行動を提起するセンターの存在がいまの運動をつくりだしています」と

一年間の運動の発展を振り返りました。憲法情勢、この一年間のたたかいの到達点を述べ、今後のたたかいについて提起しました。続いて、NHKで「日曜討論」の収録を終えて会場に駆け付けた日本共産党副委員長・小池晃参議院議員が国会情勢報告を行いました。小池議員は、日曜討論での自民党・高村副総裁とのやりとりをリアルに報告し、自民党が使っている「砂川判決」「72年見解」は集団的自衛権行使の根拠にあたらないことを明確に指摘しました。討論では、発言通告用紙が次々に提出され、時間いっぱい19人が発言し交流しました。最後に、憲法会議・平井正事務局長がまとめと閉会あいさつを行いました。参加者からは「ニュースは読んでいるが、それ以上に全国のとりくみがよくわかった。元気をもらった」「小池議員の話が良かった」などの感想が寄せられました。

* 小池議員の発言、討論の様子は後日ニュースで詳しくお伝えします。

止めよう戦争法案！6.14国会包囲行動 25000人

6月14日、14時から6.14国会包囲行動(主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会)が行われ全国から25000人が駆けつけ「戦争法案 絶対廃案！」と声をあげました。

総がかり行動
国会正門前





広島「NO!安保法制 市民集会 & デモ」1100 人の市民結集

6月14日、弁護士会が呼びかけた「NO!安保法制 市民集会&デモ」には予想を大きく超えて、実数で1100人が集まりました。集会後、広島市内を「戦争法案絶対反対!」「戦争する国絶対反対!」などとコールしてデモ行進しました。(広島県労連ニュースより掲載)

第14-26号

広島県労連ニュース

2015年6月14日



「平和」の名で国民を戦争にかりたてる 憲法違反の戦争法案NO!

安全 保障 法制

「戦争する国」へと日本を変える「戦争法案」が国会で審議されています。安倍首相は、アメリカとの約束通り、「夏までに成立」をねらっています。でも、国民世論は「国会成立に反対」が圧倒的。廃案しかありません。

いつでも、どこでも、**切れ目なく米軍支援**

「国際平和支援法」は、いつでも、どこでも自衛隊を派兵できるようにする「海外派兵恒久法」です。特措法をつくらずに、切れ目なく、アメリカの戦争支援に活動OK!

憲法学者も弁護士も「憲法違反!」

これまでの憲法解釈を変えて集団的自衛権行使を認める「戦争法案」に、憲法審査会では与野党憲法審査会もそろって「違憲」と表明。憲法学者も日弁連も「違憲」としています。

日本が攻撃されていなくても

「国際平和と安全のため」
「日本の平和と安全に重大影響」

「国際平和支援法」(新法・海外派兵恒久法)
「重要影響事態安全確保法」(周辺事態法を改定)

他国の戦争を軍事支援

国際平和と安全のため
日本の平和と安全のため

「戦間地域」で軍事行動OK!? 自衛隊のリスクは格段に増大する

これを「非戦地域」に限定されていた自衛隊の活動を、戦間地域での危険な後方支援(補給・輸送・医療など)、捜索救助活動、武器輸送や弾薬提供にまで拡大します。殺し殺される戦争に自衛隊が送られ、リスクは大きく増大します。

自衛隊員の自費54人
人を殺し殺される戦争に参加させられた自衛隊員は、54人。若者を戦場に送ることはできません。

えっ私も?! 国民も戦争に
有事法制により、日本が武力攻撃されたとき、自衛隊・国民が動員されるしくみがつくられています。さらに、「戦争法」で、「存立危機事態」に国民が海外の戦争に動員されることになっています。

9条を守りいかそう

日本憲法第9条は、「戦争放棄、戦力及び兵器の保持」を禁じています。日本は、正統な平和主義者として国際平和を築き、国際法の規範に賛同し、武力による威嚇や武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2. 戦力の保持を禁ずるが、陸海空その他の力の保持は、これを制限しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料: ことくろく「日本憲法解説」・中野実著
2010年日本国憲法と平和憲法研究会編

新チラシ作成しました!

憲法共同センターは「戦争法案」の中身を伝えるチラシを作成。奥付あるもの、ないものの二種類です。ホームページからダウンロードしてご活用ください。